

食品表示に関する行政評価・監視

－ 監視業務の適正化を中心として －

[資料]

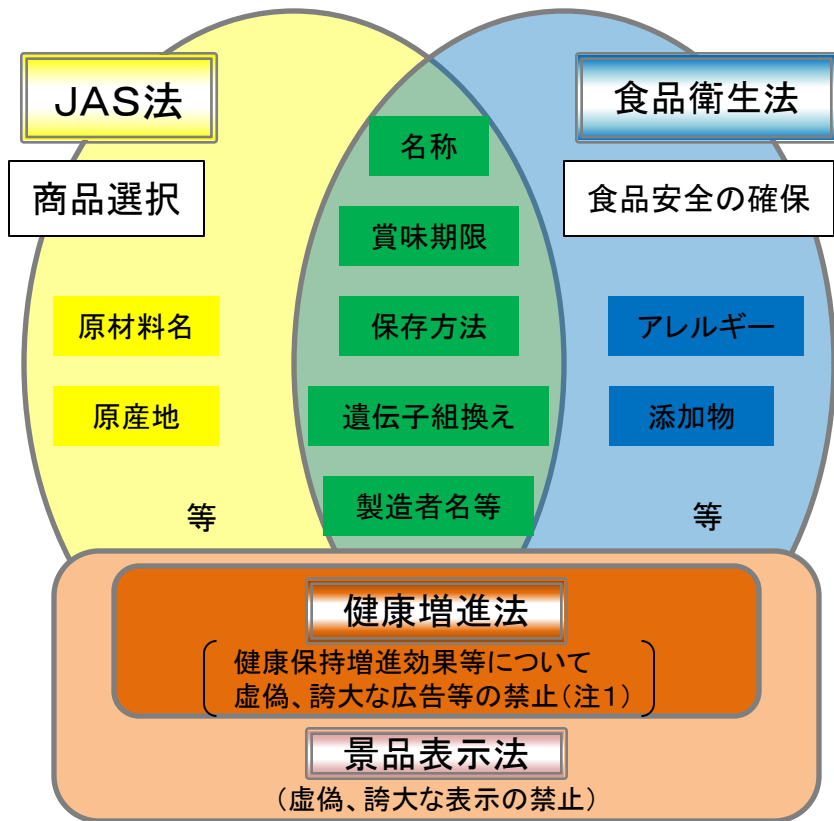
資料 1	食品表示に関する制度	1
資料 2	食品表示に関する関係法律の概要	2
資料 3	農林水産省による食品表示監視業務の流れ	3
資料 4	主な不正表示事件（平成 19 年 1 月から 21 年 5 月）	4
資料 5	9 農政局・事務所における立入検査の実績及び改善措置状況	6
資料 6	9 農政局・事務所における任意調査の実績及び改善措置状況	6
資料 7	任意調査で食品事業者の協力が得られず、産地偽装の疑義を確認できないまま処理を終えた例	7
資料 8	県域店舗に対して任意調査を行った理由等（抽出）	8
資料 9	9 農政局・事務所における一般調査の実績	9
資料 10	国及び府県の一般調査による調査店舗の重複例	10
資料 11	農政局・事務所が単独で実施した任意調査の不適正表示等の疑義の把握から実施までの期間	10
資料 12	不適正表示等の疑義の把握から任意調査まで 120 日間を超えている例	11
資料 13	疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間	12
資料 14	立入検査の延べ施設数及び食品表示基準違反の発見施設数（18 都道府県市区）	13
資料 15	立入検査で発見した食品表示基準違反等で改善報告を受理したものの改善の現地確認状況（16 都道府県市区）	15
資料 16	立入検査で発見した食品表示基準違反等で改善報告を受理していないものの改善の現地確認状況（16 都道府県市区）	15
資料 17	食品表示 110 番の受付実績の推移	16
資料 18	9 農政局・事務所の立入検査・任意調査の処理件数	17
資料 19	9 農政局・事務所の巡回調査の年間調査店舗数	17
資料 20	9 農政局・事務所の食品表示 110 番業務に係る担当者 1 人当たりの年間受付件数	18

資料1 食品表示に関する制度

食品表示に関する法律には、次のようなものがある。

- 食品衛生法…… 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること
- JAS法……… 原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること
- 景品表示法…… 一般消費者の自主的かつ合理的な選択に資すること
- 健康増進法…… 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること

JAS法、食品衛生法、景品表示法及び健康増進法の関係



実際の表示例

名 称	スナック菓子		
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、チーズ、食塩、デキストリン、乳化剤(大豆を含む)、調味料(アミノ酸等)、カゼインNa、香料、アナトー色素、パプリカ色素、酸化防止剤(V.C、V.E)		
内 容 量	62g	賞味期限	カップの底面に記載
保存方法	直射日光の当たる所、高温多湿の所での保存はさけてください。		
販 売 者	〇〇		
製造所固有記号はカップ底面の下段左側に記載			

取扱い上の注意: 開封後はお早めにお召しあがりください。

栄養成分表示 (1カップ62g当たり)	エネルギー	312kcal
	タンパク質	5.8g
	脂質	15.5g
	炭水化物	37.3g
	ナトリウム	420mg

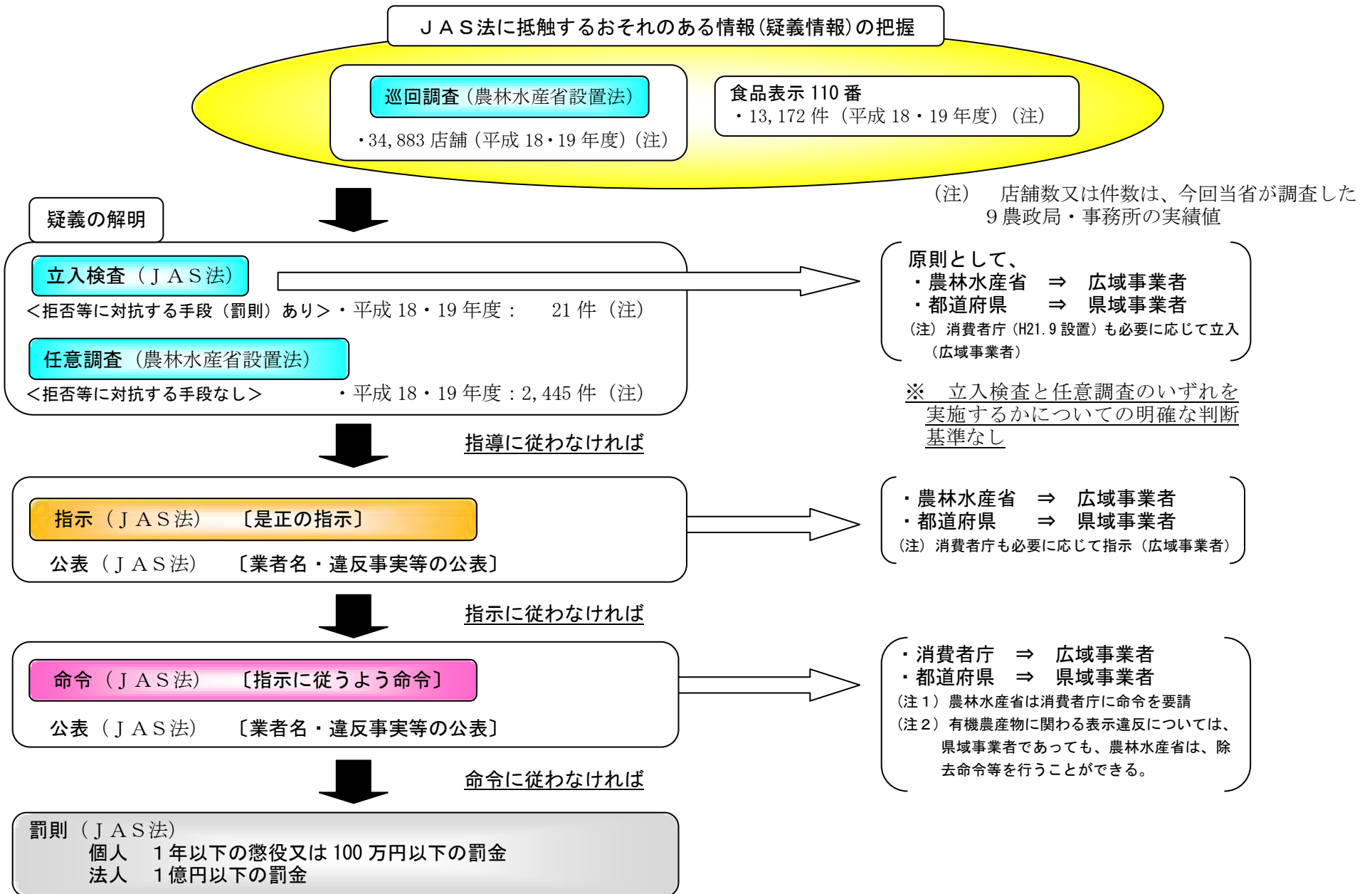
(注) 1 消費者庁及び農林水産省の提出資料に基づき、当省が作成した。
 2 健康増進法は、栄養成分表示等(任意表示)の規制も行っている。
 3 上記の法律ほか、不正競争防止法(不正な競争の防止)、計量法(適正な軽量の実施を確保)なども食品表示に関係する。

資料2 食品表示に関する関係法律の概要

区分	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）（昭和25年法律第175号） 【消費者庁・農林水産省】	食品衛生法（昭和22年法律第233号） 【消費者庁】	健康増進法（平成14年法律第103号） 【消費者庁・厚生労働省】	不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）（昭和37年法律第134号） 【消費者庁・公正取引委員会】
目的	一般消費者の適切な商品選択	飲食に起因する衛生上の危害の防止	健康増進の措置を講じ、国民保健を向上	一般消費者の自主的かつ合理的な選択
表示対象	一般消費者向けのすべての飲食料品	公衆衛生の見地から表示が必要な食品及び食品添加物（省令で対象品目を規定）	食品として販売に供するもの等	事業者の供給する商品（食品を含む。）又は役務
主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ●必要表示項目 【加工食品】 ・名称 ・原材料名（添加物を含む。） ・内容量 ・消費期限又は賞味期限 ・保存方法 ・製造業者名等 ・生鮮食品に近い20食品群に関して原料原産地名 ・輸入品については原産国名（その他品目ごとの表示事項） 【生鮮食品】 ・名称 ・原産地（その他品目ごとの表示事項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要表示項目 食品ごとに異なるが、主な表示事項は、次のとおり ・名称 ・消費期限又は賞味期限 ・保存方法 ・製造業者名等 ・添加物 ・アレルギー物質 ・飲食に供する際に加熱を要する旨 ・生食用である旨 ・殺菌温度及び殺菌時間等 	<ul style="list-style-type: none"> 食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項（以下「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示を禁止等 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の表示であって、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止 ○商品又は役務の品質等について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示商品又は役務の価格等の取引条件についての実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示 ○商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示（個別に指定）
違反の場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <行政措置> ・是正の指示・公表（消費者庁・農林水産省・都道府県） ・指示に従わない場合 →命令・公表（消費者庁・都道府県） ・命令に従わない場合 →1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、（法人重課として1億円以下の罰金） ※食品の産地偽装に対しては直罰 →2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> <行政措置> ・表示基準違反に対する営業許可の取消、営業の禁止又は停止（都道府県・保健所設置市・特別区） ・虚偽・誇大表示等に対する措置命令（消費者庁・都道府県・保健所設置市・特別区） <刑事的措置> 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、又は併科（法人重課として1億円以下の罰金） 	<ul style="list-style-type: none"> <行政措置> ・必要な措置をとるべき旨の勧告（消費者庁・地方厚生局（支局）） ・勧告に従わない場合 →命令（消費者庁・地方厚生局（支局）） ・命令に従わない場合 →6月以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・都道府県・保健所設置市・特別区にも立入検査・取去検査権限あり。 	<ul style="list-style-type: none"> <行政措置> ・措置命令（違反行為の差止め、誤認排除（公告）、再発防止等）（消費者庁） ・措置命令に従わない場合 →2年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又は併科（法人重課として3億円以下の罰金） ・指示（都道府県） ・指示に従わない場合 →消費者庁へ措置請求

(注) 1 消費者庁及び農林水産省の提出資料に基づき、当省が作成した。
2 各省庁縦割りとなっている消費者行政を、統一的・一元的に推進するため、平成21年9月1日、内閣府の外局として消費者庁が設置された。消費者庁では、所掌事務の一つとして、消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うこととされ、食品表示に関しては、JAS法及び食品衛生法に定める表示基準の策定並びに健康増進法の表示禁止事項の策定、これらを遵守させるための命令については消費者庁のみが権限を持ち、一元的に実施することとされた。また、景品表示法違反行為を差し止めるなどのための命令についても消費者庁のみが権限を持ち、一元的に実施することとされた。
なお、景品表示法は、その所管が公正取引委員会から消費者庁に移管され、法目的が「公正な競争を確保」から「一般消費者による自主的かつ合理的な選択の機会を確保」することに改正された。他方で、関係法令に基づく立入検査、行政指導等は、公正取引委員会（調査のみ）、農林水産省及び厚生労働省に行わせ、必要な消費者庁への報告・通知を義務付けるとともに、必要な場合には、消費者庁が自ら立入検査等を実施することとされた。

農林水産省による食品表示監視業務の流れ



資料 4 主な不正表示事件（平成 19 年 1 月から 21 年 5 月）

処分等年月	企業名	事例の内容	関係法律
平成 19 年 1 月	(株)不二家	<ul style="list-style-type: none"> 消費期限切れ原料を使用 社内基準より長い消費期限の表示 細菌検査で社内基準を満たしていないものの出荷 事実を把握しながら、約 2 か月間未公表 	食品衛生法
5 月	日本ライス(株)	<ul style="list-style-type: none"> 表示と異なる原料を使用 	不正競争防止法
8 月	石屋製菓(株)	<ul style="list-style-type: none"> 製品の賞味期限表示の改ざん 製品から大腸菌群が検出された事実を公表せず回収 	JAS法 食品衛生法
9 月	ミーノホープ(株)※	<ul style="list-style-type: none"> 意図的な異種肉の混入による虚偽表示 賞味期限の改ざん 産地偽装 	JAS法 食品衛生法
10 月	(株)比内鶏	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の不適正表示 	JAS法 景品表示法 不正競争防止法
	(株)赤福	<ul style="list-style-type: none"> 製造年月日の改ざん 売れ残り品を回収し再利用 	JAS法 食品衛生法
	船場吉兆	<ul style="list-style-type: none"> 原産地・原材料の不適正表示 期限表示の改ざん 消費（賞味）期限切れ商品の販売 	JAS法 食品衛生法
11 月	(株)崎陽軒	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の誤表示 	JAS法
	(株)宇治森徳	<ul style="list-style-type: none"> 緑茶に関する食品添加物の未表示 	JAS法
12 月	ユニー(株) 他 3 社	<ul style="list-style-type: none"> ブロイラーを地鶏肉とする優良誤認表示 	景品表示法
	(株)ファンシー他 4 社	<ul style="list-style-type: none"> 馬肉の優良誤認表示 	景品表示法
平成 20 年 2 月	東海澱粉(株)	<ul style="list-style-type: none"> 台湾産・中国産のウナギの架空取引を行い国産として取引 	JAS法 不正競争防止法
3 月	(株)うおいち	<ul style="list-style-type: none"> フグ及びブリ（養殖）の不適正な産地表示 	JAS法
	(株)アイマックコーポレーション	<ul style="list-style-type: none"> 牛肉商品に事実と異なる原産地及び銘柄を表示 牛肉商品に異なる個体識別番号を表示、又は個体識別番号の非表示 	JAS法 牛トレサ法
4 月	(株)ウイスタムコーポレーション他 1 社	<ul style="list-style-type: none"> 健康食品の瘦身効果に関する優良誤認表示 	景品表示法
5 月	(株)そごう他 1 社	<ul style="list-style-type: none"> キャビアに関する優良誤認表示及び商品の原産国に関する不当な表示 	景品表示法
6 月	(株)丸明	<ul style="list-style-type: none"> ブランド和牛「飛騨牛」を偽装表示 消費期限を偽って加工日を改ざん 	JAS法 牛トレサ法
	(株)魚秀※ (株)神港魚類(株)※	<ul style="list-style-type: none"> 中国産ウナギを愛知県一色産として販売 	JAS法
7 月	(株)エツヒロ	<ul style="list-style-type: none"> 原産地が中国であるフグ及びアンコウ商品を国産と表示 	JAS法
8 月	サンライスフーズ(株)	<ul style="list-style-type: none"> うなぎ加工品に県産品と県産品以外の活鰻を混入させた活鰻を使用したにもかかわらず、県産と表示 	JAS法
9 月	(株)丸共	<ul style="list-style-type: none"> たけのこの水煮について、中国産たけのこを原料として使用していたにもかかわらず、国産等と表示 	JAS法
10 月	上野食品(株)	<ul style="list-style-type: none"> たけのこの水煮について、中国産たけのこを原料として使用していたにもかかわらず、国産等と表示 	JAS法

(つづく)

処分等年月	企業名	事例の内容	関係法律
11月	㈱京果食品	・ さといも等の野菜冷凍食品について、根拠なく小分け製造日から2年後の賞味期限を設定	JAS法
10月	上野食品㈱	・ たけのこの水煮について、中国産たけのこを原料として使用していたにもかかわらず、国産等と表示	JAS法
11月	㈱京果食品	・ さといも等の野菜冷凍食品について、根拠なく小分け製造日から2年後の賞味期限を設定	JAS法
12月	㈱たけ乃子屋他4社	・ たけのこの水煮について、中国産たけのこを原料として使用していたにもかかわらず、国産等と表示	JAS法
平成21年1月	マルトモ㈱ ヤマキ㈱	・ かつお削りぶしについて、「焼津産」が混入したかつおぶしの原料を使用したにもかかわらず、「枕崎産」又は「薩摩産」と表示等	JAS法
2月	地方卸売市場ひた青果水産㈱	・ たけのこの水煮について、中国産たけのこを原料として使用していたにもかかわらず、国産等と表示	JAS法
3月	高橋水産加工㈱他2社	・ 中国産はまぐりを「大分県産」等に偽装して販売	JAS法
5月	ホーソーハチミツ㈱他1社	・ 蜂蜜及び蜂蜜加工品について、実際の蜂蜜使用量と異なる割合等を表示	JAS法
6月	日本製粉㈱他2社	・ 調理冷凍食品及び魚肉ソーセージについて、原材料に「ベニスワイガニ」を使用したにもかかわらず、「ズワイガニ」と表示	JAS法
	ハウス食品㈱	・ あたかも、六甲山系の花崗岩の割れ目を通ることにより、当該花崗岩のミネラル分がとげこんだ水であるかのように表示	景品表示法
7月	埼玉養蜂㈱	・ はちみつについて、原材料に中国産等を混合して使用したにもかかわらず「国産」と表示	JAS法
9月	福田裕充	・ 有機認定事業を廃止したにもかかわらず、水菜等に「有機農産物」と表示し、有機JASマークを付した。	JAS法
10月	下関水陸物産㈱	・ フグ加工品について、事実と異なる製造年月日又は製造年月日を表示 ・ 返品された商品に新たな賞味期限を設定し、表示	JAS法
11月	㈱川喜	・ 「なまそば」について、外国産そば粉を使用しているにもかかわらず、「岩手県産そば使用」等と表示	JAS法
	㈱ファミリーマート	・ おにぎりの原材料に用いていたブラジル連邦共和国で肥育された鶏の肉を、「国産鶏肉使用」と記載することにより、あたかも、我が国で肥育された鶏の肉を用いているかのように表示	景品表示法
12月	㈱アスカコーポレーション他1社	・ 有機農産物加工食品でないにもかかわらず、有機農産物加工食品の名称の表示（オーガニック等）と紛らわしい表示を付していた。	JAS法
平成22年1月	㈱タイガー	・ 緑茶飲料について、岐阜県産の茶を使用していたにもかかわらず「静岡茶使用」と表示	JAS法
3月	㈱日本一	・ うなぎ蒲焼及びうなぎの原材料に用いていた台湾産のうなぎを、「国産・・・」等と記載することにより、あたかも、国産のうなぎを用いているかのように表示	景品表示法
4月	㈱ニ杉屋	・ カンパチ、ハマチ等に、事実と異なる原産地を表示し、また、養殖水産物であるにもかかわらず、「養殖」である旨の表示をしていなかった。	JAS法
5月	JA コープ食品㈱	・ 袋詰精米について、未検査米を使用しているにもかかわらず、産地を表示し、本人の了解を得ていない生産者名や事実と異なる生産者名を販売者として表示	JAS法
6月	マリンフーズ㈱	・ 業務用水産加工食品（商品名：ままかりの酢漬）について、事実と異なる原材料を表示し、原材料に占める重量の割合の多い順に表示せず。	JAS法
7月	浅野商事㈱	・ 袋詰め米穀について、農産物検査証明を受けていない原料玄米を使用しているにもかかわらず、産地、品種及び産年を表示し、精米年月日又は調整年月日を表示せず。	JAS法

- (注) 1 本表は、新聞報道等による。
2 「企業名」欄に※印を付しているものは、「業者間取引」による不正表示事件を示す。
3 「関係法律」欄の略称は、次による。
・ JAS法 : 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
・ 景品表示法 : 不当景品類及び不当表示防止法
・ 牛トレサ法 : 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

資料5 9農政局・事務所における立入検査の実績及び改善措置状況

(単位：件)

区分 調査対象機関等	実施 件数	改 善 措 置							計	措置 不要
		措 置 命 令	指 示 ・ 公 表	文 書 指 導	文 書 啓 発	厳 重 注 意	そ の 他	計		
北海道農 政事務所	件 数	6	0	0	0	0	1	0	1	5
	(うち県域)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)
東北農政 局	件 数	1	0	1	0	0	0	0	1	0
	(うち県域)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
東京農政 事務所	件 数	6	1	1	0	0	1	0	3	3
	(うち県域)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)
北陸農政 局	件 数	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	(うち県域)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
東海農政 局	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(うち県域)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
大阪農政 事務所	件 数	6	0	3	0	0	1	0	4	2
	(うち県域)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
広島農政 事務所	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(うち県域)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
香川農政 事務所	件 数	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	(うち県域)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
福岡農政 事務所	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(うち県域)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	件 数	21	3	5	0	0	3	0	11	10
	(うち県域)	(9)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(6)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 本表は、平成18年度及び19年度の件数である。

資料6 9農政局・事務所における任意調査の実績及び改善措置状況

(単位：件)

区分 調査対象機関等	実施 件数	改 善 措 置							計	措置 不要
		措 置 命 令	指 示 ・ 公 表	文 書 指 導	文 書 啓 発	厳 重 注 意	そ の 他	計		
北海道農 政事務所	件 数	322	0	1	64	17	0	20	102	220
	(うち県域)	(286)	(0)	(0)	(55)	(17)	(0)	(18)	(90)	(196)
東北農政 局	件 数	314	0	1	21	9	0	1	32	282
	(うち県域)	(238)	(0)	(0)	(5)	(5)	(0)	(1)	(11)	(227)
東京農政 事務所	件 数	508	0	5	59	5	1	1	71	437
	(うち県域)	(165)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(2)	(163)
北陸農政 局	件 数	202	0	2	17	2	0	4	25	177
	(うち県域)	(61)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(4)	(6)	(55)
東海農政 局	件 数	393	0	4	65	0	5	1	75	318
	(うち県域)	(219)	(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(4)	(215)
大阪農政 事務所	件 数	180	0	8	70	5	4	3	90	90
	(うち県域)	(52)	(0)	(0)	(6)	(0)	(1)	(2)	(9)	(43)
広島農政 事務所	件 数	84	0	2	9	3	1	2	17	67
	(うち県域)	(29)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)	(27)
香川農政 事務所	件 数	82	0	1	6	1	0	14	22	60
	(うち県域)	(57)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(10)	(12)	(45)
福岡農政 事務所	件 数	360	2	3	38	2	2	76	123	237
	(うち県域)	(189)	(1)	(0)	(17)	(0)	(0)	(66)	(84)	(105)
計	件 数	2,445	2	27	349	44	13	122	557	1,888
	(うち県域)	(1,296)	(1)	(0)	(90)	(26)	(2)	(101)	(220)	(1,076)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 本表は、平成18年度及び19年度の件数である。

資料7 任意調査で食品事業者の協力が得られず、産地偽装の疑義を確認できないまま処理を終えた例

平成18年9月14日、北海道農政事務所の「食品表示110番」に、農産物の産地について、「中国産を国産（群馬県産）と偽装表示」している旨の通報があった。

北海道農政事務所は、農林水産省本省と協議の上、当該疑義品目を買い上げ、センター本部に成分分析を依頼した。

同本部で無機元素分析を行った結果、「原産地が中国である可能性が高い」との判定が得られたので、北海道農政事務所にその旨連絡した。

これを受けて、北海道農政事務所は、任意調査の実施を決定し、11月7日、北海道農政事務所が本件食品事業者に対して任意調査を行った。

しかし、当該事業者は、①原料農産物の仕入先、加工農産物製品等の販売先リスト、店別発注集計表等の閲覧拒否、②原産地情報の伝達状況に関する聴取拒否など、任意調査に対する協力状況が悪く、北海道農政事務所では、関係資料も十分確認できなかった。

この結果、北海道農政事務所は、本件に係る農産物が国産か中国産かの事実を確認できないまま、農林水産省本省と協議し、処理を終了することとした。

なお、本件に関する「任意調査報告書」においては、11月14日に次回調査を実施する予定と記されていたが、北海道農政事務所は、農林水産省本省と協議の結果、「立入検査に移行したとしても、証拠の確認ができない」と最終的に判断し、再度の任意調査を見送った（同事務所に対する当省の聴取結果）。

（注） 当省の調査結果による。

資料8 県域店舗に対して任意調査を行った理由等（抽出）

（単位：件）

区分 調査 対象機関	抽出 件数	県域店舗に対して任意調査を行うこととなった端緒								左の県域店舗に任意調査を行った理由						
		品質表示基準関連								有機JAS 関連	都道府県 等から調 査の依頼 を受けた として実 施	うち単 独実施	都道府県等 から個別の 調査の依頼 がないが、事 前調整済と して単独で 実施	広域事業 者に対する 指示等の 施行に必 要なもの	広域か県 域かが特 定できな いもの	計
		巡回調査 で品質表 示違反を 把握	食品表示 110番の 情報提供	センター の買上分 析による 疑義	食品表示 ウォッチ ャーの情 報提供	牛トレサ の調査で 違反を把 握	事業者か らの自主 申告によ るもの	その他	小計							
北海道農政事務所	42	27 【5】	0	4	0	0	0	4	35 【5】	7	7	2	24	4	0	35
東北農政局	39	12 【2】	8 【1】	5	4	0	0	0	29 【3】	10	28	12	0	0	1	29
東京農政事務所	32	2	17	4	0	0	0	5	28	4	17	12	2	4	5	28
北陸農政局	36	1 【1】	1	0	0	8	0	0	10 【1】	26	0	0	9	0	1	10
東海農政局	34	7	1	4	0	0	0	19	31	3	14	13	13	3	1	31
大阪農政事務所	37	9	4	0	0	0	0	11	24	13	7	3	4	11	2	24
広島農政事務所	24	7	9	1 【1】	1 【1】	0	1	3	22 【2】	2	10	1	0	3	9	22
香川農政事務所	35	25 【1】	7	0	0	1	0	0	33 【1】	2	30	9	0	1	2	33
福岡農政事務所	41	8 【1】	7	12	0	0	1	4	32 【1】	9	10	10	12	6	4	32
計	320	98 【10】	54 【1】	30 【1】	5 【1】	9	2	46	244 【13】	76	123	62	64	32	25	244

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成18年度及び19年度に県域店舗に対して任意調査を実施した1,296件から320件を抽出して調査した。
 3 【 】内は、調査対象9農政局・事務所が文書指導又は文書啓発を行ったものであり、内数である。
 4 「牛トレサの調査で違反を把握」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年6月法律第72号）第19条に基づく検査等において、JAS法に基づく品質表示基準違反を把握したものである。
 5 「有機JAS関連」は、有機JAS表示違反に関するものであり、本表示事項に係る法第19条の16に定める国の指導権限は都道府県に委任されていないため、店舗の種類を問わず、国が立入検査等を行っている。
 なお、「指定農林物資」とは、JAS法施行令第10条の規定に基づき指定された有機農産物（有機野菜、有機栽培米等）及び有機農産物加工食品（有機農産物を使用したジュース等）をいう。一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、「有機（オーガニック）」と表示する指定農林物資は、必ず認定を受けた業者が生産し、規格に適合した証明として、有機JASマークを付したものでなければ販売できないとされている。
 6 北海道農政事務所の「都道府県等から個別の調査の依頼がないが、事前調整済として単独で実施」欄の24件は、文書上、包括的に調査を委任するものとされていないにもかかわらず、包括委任を受けたとして単独で調査を行っているものである。

資料9 9農政局・事務所における一般調査の実績

(単位：店舗、%)

区分		北海道農政事務所	東北農政局	東京農政事務所	北陸農政局	東海農政局	大阪農政事務所	広島農政事務所	香川農政事務所	福岡農政事務所	計
平成18年度	広域店舗数	204	261	2,271	83	1,401	1,446	433	140	1,465	7,704
	小売	132	254	2,065	80	1,335	1,330	400	130	1,353	7,079
	中間	72	7	206	3	66	116	33	10	112	625
	実施率	(12.4)	(29.7)	(55.7)	(18.1)	(72.1)	(44.0)	(47.2)	(37.8)	(72.4)	(49.4)
	県域店舗数	1,439	617	1,807	375	543	1,841	485	230	558	7,895
	小売	1,278	505	1,394	322	321	1,558	399	188	477	6,442
	中間	161	112	413	53	222	283	86	42	81	1,453
	実施率	(87.6)	(70.3)	(44.3)	(81.9)	(27.9)	(56.0)	(52.8)	(62.2)	(27.6)	(50.6)
	計	1,643	878	4,078	458	1,944	3,287	918	370	2,023	15,599
	小売	1,410	759	3,459	402	1,656	2,888	799	318	1,830	13,521
	中間	233	119	619	56	288	399	119	52	193	2,078
	19年度	広域店舗数	192	275	2,307	88	1,344	1,578	455	134	1,497
小売		110	265	2,165	82	1,272	1,513	422	130	1,383	7,342
中間		82	10	142	6	72	65	33	4	114	528
実施率		(11.7)	(31.7)	(56.6)	(19.3)	(69.6)	(46.8)	(49.6)	(36.1)	(73.4)	(50.2)
県域店舗数		1,451	593	1,769	368	587	1,791	463	237	542	7,801
小売		1,299	484	1,292	318	370	1,449	377	189	463	6,241
中間		152	109	477	50	217	342	86	48	79	1,560
実施率		(88.3)	(68.3)	(43.4)	(80.7)	(30.4)	(53.2)	(50.4)	(63.9)	(26.6)	(49.8)
計		1,643	868	4,076	456	1,931	3,369	918	371	2,039	15,671
小売		1,409	749	3,457	400	1,642	2,962	799	319	1,846	13,583
中間		234	119	619	56	289	407	119	52	193	2,088
20年度		広域店舗数	266	265	2,471	97	1,345	1,534	466	158	1,335
	小売	182	249	2,359	89	1,246	1,461	423	146	1,225	7,380
	中間	84	16	112	8	99	73	43	12	110	557
	実施率	(16.4)	(30.2)	(61.8)	(21.3)	(70.2)	(47.8)	(51.1)	(42.0)	(71.9)	(52.1)
	県域店舗数	1,358	613	1,527	358	570	1,672	446	218	523	7,285
	小売	1,238	504	1,096	311	393	1,386	376	177	444	5,925
	中間	120	109	431	47	177	286	70	41	79	1,360
	実施率	(83.6)	(69.8)	(38.2)	(78.7)	(29.8)	(52.2)	(48.9)	(58.0)	(28.1)	(47.9)
	計	1,624	878	3,998	455	1,915	3,206	912	376	1,858	15,222
	小売	1,420	753	3,455	400	1,639	2,847	799	323	1,669	13,305
	中間	204	125	543	55	276	359	113	53	189	1,917

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「小売」は、小売店舗を、「中間」は、中間流通業者を示す。
 3 「実施率」は、各年度の巡回調査を実施した店舗数に対する広域店舗数又は県域店舗数を示す。

資料 10 国及び府県の一般調査による調査店舗の重複例

区 分	平成 18 年度		19 年度	
	小売店舗	中間流通業者	小売店舗	中間流通業者
北陸農政局と石川県	なし	1 店舗 (すべて県域)	なし	5 店舗 (すべて県域)
大阪農政事務所と大阪府	33 店舗 (うち県域 24)	なし	52 店舗 (うち県域 37)	なし
広島農政事務所と広島県	10 店舗 (すべて県域)	なし	5 店舗 (すべて県域)	なし
計	43 店舗 (うち県域 34)	1 店舗 (すべて県域)	57 店舗 (うち県域 42)	5 店舗 (すべて県域)

(注) 当省の調査結果による。

資料 11 農政局・事務所が単独で実施した任意調査の不適正表示等の疑義の把握から実施までの期間

(単位：件、日間、%)

区 分 調査対象機関	調査対象件数 ①	疑義情報の把握から任意調査までの期間							平均	最長	7 日間以上 要している もの (②+③+④+⑤ =⑥)	割合 ⑥/① ×100
		期間別の件数										
		当日	2 日間以上 7 日間 未満	7 日間以上 30 日 間未満 ②	30 日間以上 60 日 間未満 ③	60 日間以上 120 日 間未満 ④	120 日間 以上 ⑤					
北海道農政事務所	2	0	0	1	0	0	1	74.0	127	2	100.0	
東北農政局	10	3	0	5	1	1	0	23.9	105	7	70.0	
東京農政事務所	12	3	4	5	0	0	0	7.6	23	5	41.7	
東海農政局	13	4	2	7	0	0	0	8.5	22	7	53.8	
大阪農政事務所	1	0	0	0	1	0	0	37.0	37	1	100.0	
広島農政事務所	1	0	0	1	0	0	0	10.0	10	1	100.0	
香川農政事務所	9	0	0	7	0	2	0	34.4	79	9	100.0	
福岡農政事務所	10	0	0	6	0	1	3	70.7	199	10	100.0	
計	58	10	6	32	2	4	4	28.5	199	42	72.4	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 9 農政局・事務所が、平成 18 年度及び 19 年度に都道府県等から依頼を受けたとして、単独で実施した任意調査 62 件のうち、一般調査等で不適正表示等の疑義を把握していた 58 件について計上した (平成 18 年度 35 件及び 19 年度 23 件)。ただし、北陸農政局は該当がない。

3 「疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間」には、土曜日、日曜日及び祝日を含む。

資料 12 不適正表示等の疑義の把握から任意調査まで 120 日間を超えている例

(単位：件、日間)

区分		処理期間				長期を要した理由
		農政局・事務所が疑義を把握してから都道府県に情報提供するまで	都道府県に情報提供してから任意調査の依頼を受けるまで	都道府県から任意調査の依頼を受けてから実施するまで	農政局・事務所が疑義を把握してから任意調査の実施まで	
調査対象機関						
北海道農政事務所		7	8	114	127	合同調査の実施の協議・調整に時間を要したため。結果として単独で実施
福岡農政事務所	①	43	14	120	175	調査の実施を失念していたため。
	②	21	14	120	153	同上
	③	3	1	197	199	同上

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 本表は、9農政局・事務所が平成18年度及び19年度に都道府県から依頼を受けたとして、単独で実施した任意調査のうち、疑義情報の把握から任意調査までの期間が120日間を超えている4件について計上した。
 3 疑義情報を把握した時点の中には、他の農政局・事務所からの情報を受けた日数を含む。
 4 本表の処理期間は、各欄別に初日から最終日までをカウントしているため、初日又は最終日が重複している。
 5 上記4から、「農政局・事務所が疑義を把握してから都道府県に情報提供するまで」、「都道府県に情報提供してから任意調査の依頼を受けるまで」及び「都道府県から任意調査の依頼を受けてから実施するまで」の処理期間の合計は、「農政局・事務所が疑義を把握してから任意調査の実施まで」の処理期間と一致しない。

資料 13 疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間

(単位：件、日間、%)

違反の種類等	区分	調査対象件数 ①	疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間								7日間以上要しているもの (②+③+④+⑤=⑥)	割合 ⑥/① ×100
			期間別の件数						平均	最長		
			当日	2日間以上7日間未満	7日間以上30日間未満 ②	30日間以上60日間未満 ③	60日間以上120日間未満 ④	120日間以上 ⑤				
品質表示基準違反	全国	199	24	82	73 【1】	11	7 【3】	2	13.3	129	93 【4】	46.7
	ブロック	116	10	47	52 【2】	7 【1】	0	0	9.8	58	59 【3】	50.9
	県域	97	17	28	27	7	16	2	22.9	135	52	53.6
有機JAS表示違反		75	15	27	27	6	0	0	9.8	42	33	44.0
計		487	66	184	179 【3】	31 【1】	23 【3】	4	13.7	135	237 【7】	48.7

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成18年度及び19年度の件数である。
 3 「疑義情報の把握から任意調査までの期間」には、土曜日・日曜日及び祝日を含む。
 4 【 】内は、平成18年11月から19年2月に行われた「しいたけの表示に関する特別調査」によるものであり、内数である。

資料 14 立入検査の延べ施設数及び食品表示基準違反の発見施設数（18 都道府県市区）

（単位：施設）

調査対象機関	区 分	立入検査の延べ施設数		食品表示基準違反の発見施設数	
		平成 18 年度	19 年度	平成 18 年度	19 年度
北海道		71,943	70,058	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	37,175	33,775	181	189
	（うち年末一斉取締り分）	18,458	17,209	79	124
宮城県		50,547	45,720	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	6,290	5,291	13	2
	（うち年末一斉取締り分）	3,961	4,164	9	17
東京都		335,736	372,327	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	75,148	79,979	195	262
	（うち年末一斉取締り分）	39,742	35,097	121	187
石川県		11,389	15,436	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	2,518	2,811	2	1
	（うち年末一斉取締り分）	2,493	2,514	3	8
愛知県		103,573	100,653	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	20,372	19,410	5	3
	（うち年末一斉取締り分）	11,169	10,129	2	2
大阪府		23,142	24,602	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	10,265	11,527	15	7
	（うち年末一斉取締り分）	12,877	13,075	6	7
広島県		30,172	27,870	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	5,547	5,400	23	17
	（うち年末一斉取締り分）	5,506	4,537	70	69
香川県		17,666	17,508	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	2,945	2,942	14	12
	（うち年末一斉取締り分）	2,232	2,277	15	17
福岡県		43,195	37,935	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	6,059	5,973	4	12
	（うち年末一斉取締り分）	4,502	3,924	10	16
9 都道府県 計		687,363	712,109	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	166,319	167,108	452	505
	（うち年末一斉取締り分）	100,940	92,926	315	447

調査対象機関	区 分	立入検査の延べ施設数		食品表示基準違反の発見施設数	
		平成 18 年度	19 年度	平成 18 年度	19 年度
札幌市		50,011	47,813	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	5,846	5,265	30	23
	(うち年末一斉取締り分)	5,205	5,693	6	26
仙台市		91,587	95,279	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	10,084	10,082	11	20
	(うち年末一斉取締り分)	9,958	19,426	15	57
名古屋市		122,462	117,635	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	10,653	10,609	5	9
	(うち年末一斉取締り分)	11,974	10,982	19	20
金沢市		11,437	13,619	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	1,789	1,951	4	16
	(うち年末一斉取締り分)	1,473	1,647	6	36
大阪市		55,377	58,088	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	34,413	34,319	69	110
	(うち年末一斉取締り分)	20,964	23,769	94	104
広島市		50,675	45,760	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	10,386	9,751	27	22
	(うち年末一斉取締り分)	6,648	5,726	44	0
高松市		10,211	9,160	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	1,969	2,078	10	9
	(うち年末一斉取締り分)	1,811	1,373	10	21
福岡市		90,350	89,511	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	13,667	9,135	11	12
	(うち年末一斉取締り分)	9,973	7,090	6	9
世田谷区		8,406	6,994	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	5,189	4,122	43	45
	(うち年末一斉取締り分)	2,786	2,480	130	64
9 市区 計		490,516	483,859	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	93,996	87,312	210	266
	(うち年末一斉取締り分)	70,792	78,186	330	337
18 都道府県等 計		1,177,879	1,195,968	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	260,315	254,420	662	771
	(うち年末一斉取締り分)	171,732	171,112	645	784

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「夏期一斉取締り分」は、夏期(原則7月)の一斉取締り期間中の実績を、「年末一斉取締り分」は、年末(原則12月)の一斉取締り期間中の実績を計上した。
- 3 「立入検査の延べ施設数」と「食品表示基準違反の発見施設数」は、食品衛生法第52条の食品営業の許可を要する施設と要しない施設の合計を計上した。
- 4 「立入検査の延べ施設数」は、同一施設に2回以上立入検査を実施した場合は、その回数を、また、立入検査が複数日にわたった場合は、同一施設に複数回立入検査したものと計上した。
- 5 「食品表示基準違反の発見施設数」は、同一製造業者において、異なった品目で違反を発見した場合であっても「1」施設として計上した。ただし、同一製造業者に2回以上立入検査を実施した結果、2回以上違反を発見した場合は、違反を発見した回数を計上した。
- なお、「食品表示基準違反の発見施設数」については、年間実績を集計していない都道府県が少なからずみられたことから、毎年度、厚生労働省に報告されている「夏期一斉分」及び「年末一斉分」のみ計上した。
- 6 上記の「18 都道府県等の立入検査の延べ施設数」を食品衛生監視員数で除し、一人当たりの施設数でみると、平成19年度は932.9施設(1,195,968施設÷1,282人(平成20年8月1日現在))となっている。

資料 15 立入検査で発見した食品表示基準違反等で改善報告を受理したものの改善の現地確認状況（16 都道府県市区）

（単位：件、日間、％）

区分	抽出した表示基準違反等件数	改善報告を受理したものの ①	改善の現地確認を行ったもの ②		平均	最長	31 日間以上要しているもの ③	割合 ③/② ×100
			割合 ②/①					
北海道	181	35	5	14.3	8.0	15	0	0.0
宮城県	19	14	4	28.6	4.0	8	0	0.0
東京都	152	52	1	1.9	26.0	26	0	0.0
石川県	10	2	0	0.0	-	-	-	-
愛知県	61	26	2	7.7	2.0	3	0	0.0
大阪府	85	17	0	0.0	-	-	-	-
広島県	6	2	2	100.0	-	-	-	-
香川県	35	6	0	0.0	-	-	-	-
福岡県	71	15	4	26.7	16.5	25	0	0.0
札幌市	145	24	6	25.0	16.4	35	1	16.7
仙台市	191	136	5	3.7	8.0	28	0	0.0
金沢市	60	0	-	-	-	-	-	-
名古屋市	281	31	1	3.2	5.0	5	0	0.0
広島市	15	14	10	71.4	1.4	4	0	0.0
高松市	58	4	0	0.0	-	-	-	-
世田谷区	128	1	0	0.0	-	-	-	-
計	1,498	379	40	10.6	8.1	35	1	2.5

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 大阪市及び福岡市については、個別の食品表示基準違反等の内容を把握できなかったため、計上していない。

資料 16 立入検査で発見した食品表示基準違反等で改善報告を受理していないものの改善の現地確認状況（16 都道府県市区）

（単位：件、日間、％）

区分	抽出した表示基準違反等件数	改善報告を受理していないもの	改善の現地確認状況					
			改善の現地確認未実施又は改善確認の記録なし	改善の現地確認を行ったもの ①	平均	最長	31 日間以上要しているもの ②	割合 ②/① ×100
北海道	181	21	0	21	30.6	128	6	28.6
宮城県	19	4	0	4	13.3	31	1	25.0
東京都	152	99	46	53	7.3	120	5	9.4
石川県	10	6	0	6	39.0	58	4	66.7
愛知県	61	3	1	2	14.5	27	0	0.0
大阪府	85	67	65	2	5.0	6	0	0.0
広島県	6	0	-	-	-	-	-	-
香川県	35	29	28	1	3.0	3	0	0.0
福岡県	71	36	36	0	-	-	-	-
札幌市	145	59	46	13	42.3	194	4	30.8
仙台市	191	49	40	9	29.3	145	2	22.2
金沢市	60	60	48	12	178.4	400	7	58.3
名古屋市	281	132	131	1	16.0	16	0	0.0
広島市	15	1	1	0	-	-	-	-
高松市	58	39	39	0	-	-	-	-
世田谷区	128	78	5	73	37.4	139	51	69.9
計	1,498	683	486	197	35.8	400	80	40.6

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 平成 18 年度及び平成 19 年度に、立入検査で発見した食品表示基準違反等の中から抽出した 1,498 件について計上した。
 3 大阪市及び福岡市は、個別の表示基準違反等の内容を把握できなかったため、計上していない。
 4 「改善報告を受理していないもの」欄は、立入検査時に即時改善した件数を除いたものを計上している。
 なお、食品表示基準違反等発見時の指導票等に「表示違反品の店頭撤去」等の記載がない案件については、即時改善ではないものと判断した。

資料 17 食品表示 110 番の受付実績の推移

(単位：件、%)

年度		平成 16	17	18	19	増加率
調査対象機関等		①			②	②/① ×100
北海道農政事務所	受付件数	354	504	553	1,146	323.7
	うち疑義情報	31 (8.8)	43 (8.5)	42 (7.6)	173 (15.1)	558.1
東北農政局	受付件数	563	542	533	594	105.5
	うち疑義情報	24 (4.3)	47 (8.7)	37 (6.9)	109 (18.4)	454.2
東京農政事務所	受付件数	748	773	628	1,058	141.4
	うち疑義情報	28 (3.7)	42 (5.4)	77 (12.3)	278 (26.3)	992.9
北陸農政局	受付件数	688	328	292	377	54.8
	うち疑義情報	86 (12.5)	17 (5.2)	19 (6.5)	38 (10.1)	44.2
東海農政局	受付件数	463	844	1,113	2,155	465.4
	うち疑義情報	37 (8.0)	86 (10.2)	44 (4.0)	164 (7.6)	443.2
大阪農政事務所	受付件数	596	657	618	1,055	177.0
	うち疑義情報	45 (7.6)	105 (16.0)	52 (8.4)	173 (16.4)	384.4
広島農政事務所	受付件数	355	426	291	667	187.9
	うち疑義情報	28 (7.9)	26 (6.1)	24 (8.2)	103 (15.4)	367.9
香川農政事務所	受付件数	105	146	140	204	194.3
	うち疑義情報	6 (5.7)	10 (6.8)	8 (5.7)	31 (15.2)	516.7
福岡農政事務所	受付件数	393	392	590	1,158	294.7
	うち疑義情報	33 (8.4)	28 (7.1)	49 (8.3)	211 (18.2)	639.4
計	受付件数	4,265	4,612	4,758	8,414	197.3
	うち疑義情報	318 (7.5)	404 (8.8)	352 (7.4)	1,280 (15.2)	402.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、受付件数全体に占める疑義情報件数の割合を示す。

資料 18 9農政局・事務所の立入検査・任意調査の処理件数

(単位：件、人)

農政局・事務所	平成 18 年度			19 年度		
	実施件数 ①	担当者数 ②	①/② (指数)	実施件数 ①	担当者数 ②	①/② (指数)
北海道農政事務所	122	78	1.6 (36.6)	206	78	2.6 (53.3)
（うち立入検査）	0			6		
東北農政局	132	40	3.3 (77.2)	183	40	4.6 (92.3)
（うち立入検査）	1			0		
東京農政事務所	158	106	1.5 (34.9)	356	106	3.4 (67.8)
（うち立入検査）	2			4		
北陸農政局	94	22	4.3 (100.0)	109	22	5.0 (100.0)
（うち立入検査）	0			1		
東海農政局	197	56	3.5 (82.3)	196	56	3.5 (70.6)
（うち立入検査）	0			0		
大阪農政事務所	76	95	0.8 (18.7)	110	95	1.2 (23.4)
（うち立入検査）	3			3		
広島農政事務所	22	31	0.7 (16.6)	62	31	2.0 (40.4)
（うち立入検査）	0			0		
香川農政事務所	31	16	1.9 (45.3)	52	16	3.3 (65.6)
（うち立入検査）	0			1		
福岡農政事務所	57	73	0.8 (18.3)	303	73	4.2 (83.8)
（うち立入検査）	0			0		
9農政局・事務所全体	889	517	1.7 (40.2)	1,577	517	3.1 (61.6)
（うち立入検査）	6			15		

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 担当者数は、平成 20 年 8 月 1 日現在の現員である。
 3 当省が、平成 18 年度の立入検査（任意調査）報告書 129 件と 19 年度の同報告書 146 件から、検査（調査）1 件当たりの平均検査（調査）員数を調査したところ、18 年度は 1.9 人、19 年度は 2.1 人となっている。このため、19 年度の場合、担当者 1 人当たり処理件数は 6.4 件（3.05（1,577÷517）件×2.1 人）と考えられる。
 4 （ ）内は、立入検査・任意調査件数を監視業務担当者数で除した数値が最も多い北陸農政局の件数を 100 とした指数である。

資料 19 9農政局・事務所の巡回調査の年間調査店舗数

(単位：店舗、人)

農政局・事務所	平成 18 年度			19 年度		
	店舗数 ①	担当者数 ②	①/② (指数)	店舗数 ①	担当者数 ②	①/② (指数)
北海道農政事務所	1,892	53	35.7 (65.8)	1,780	46	38.7 (78.6)
東北農政局	1,095	29	37.8 (69.6)	950	27	35.2 (71.4)
東京農政事務所	4,802	109	44.1 (81.2)	4,243	105	40.4 (82.0)
北陸農政局	569	12	47.4 (87.3)	496	12	41.3 (83.9)
東海農政局	2,280	42	54.3 (100.0)	2,069	42	49.3 (100.0)
大阪農政事務所	3,641	104	35.0 (64.5)	3,518	99	35.5 (72.1)
広島農政事務所	1,144	35	32.7 (60.2)	1,005	33	30.5 (61.8)
香川農政事務所	460	20	23.0 (42.4)	428	17	25.2 (51.1)
福岡農政事務所	2,333	64	36.5 (67.2)	2,178	59	36.9 (74.9)
9農政局・事務所全体	18,216	468	38.9 (71.7)	16,667	440	37.9 (76.9)

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 （ ）内は、巡回調査の年間調査店舗数を担当者数で除した数値が最も多い東海農政局の店舗数を 100 とした指数である。
 3 当省が、平成 18 年度の巡回調査の表示調査票等 392 件と 19 年度の 395 件から、調査 1 店舗当たりの平均調査員数を調査したところ、18 年度は 2.2 人、19 年度は 2.3 人となっている。このため、19 年度の場合、担当者 1 人当たり店舗数は 87.1 店舗（37.88（16,667÷440）店舗×2.3 人）と考えられる。
 4 担当者数は、監視業務担当職員のうち、巡回調査の担当者の平成 18 年度及び平成 19 年度の現員である。

資料 20 9 農政局・事務所の食品表示 110 番業務に係る担当者 1 人当たり
の年間受付件数

(単位：件、人)

区分 農政局・ 事務所	受付件数 ①	担当者数 ②	1 人当たり受付件数 ①/② (指数)
北海道農政事務所	1,366	78	17.5 (37.9)
東北農政局	699	29	24.1 (52.2)
東京農政事務所	1,160	106	10.9 (23.6)
北陸農政局	418	22	19.0 (41.1)
東海農政局	2,539	55	46.2 (100.0)
大阪農政事務所	1,169	95	12.3 (26.6)
広島農政事務所	796	31	25.7 (55.6)
香川農政事務所	237	16	14.8 (32.0)
福岡農政事務所	1,154	56	20.6 (44.6)
9 農政局・事務所全体	9,538	488	19.5 (42.2)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、担当者 1 人当たり受付件数が最も多い東海農政局を 100 とした指数である。
 3 担当者数は、監視業務担当職員(平成 20 年 8 月 1 日現在の現員)のうち、食品表示 110 番の担当者である。